誓　　約　　書　（その２）

大阪狭山市排水設備工事指定工事店の指定申請を行うにあたり、下記事項について誓約します。

記

1. 私は、精神の機能の障がいにより排水設備等の新設等の工事を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しません。
2. 私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しません。
3. 私は、大阪狭山市排水設備工事指定工事店の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者に該当しません。
4. 私は、排水設備工事の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者に該当しません。
5. 法人であって、その役員のうちに(１)から(４)までのいずれかに該当する者がある者はおりません。

（あて先）大阪狭山市長

　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　（申請者）

　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　所在地又は住所

　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　電話番号